



「共に支え合い住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指して

知多市高齢者相談支援センター (知多包括支援センター)に お気軽にご相談ください。 職員が訪問することもできます。

相談無料

※知多市高齢者相談支援センター（知多包括支援センター）職員は、法律により守秘義務が課せられています。安心してご相談ください。

知多市高齢者相談支援センター（知多包括支援センター）



知多市新知字永井2番地の1

Tel.0562-54-1211

Fax.0562-55-3770

窓口対応可能時間

9:00~16:00

月~金曜日

【祝日・年末年始

（12月29日~1月3日）を除く】

高齢者虐待相談窓口

知多市高齢者虐待相談センター

知多市新知字永井2番地の1

Tel.0562-54-1211

Fax.0562-55-3770

知多市役所 長寿課

知多市緑町1番地

Tel.0562-36-2652

Fax.0562-32-1010

出前講座もしています！

費用無料

皆さんがお集まりの場所に職員が伺い、さまざまな講座を開催しています。少人数でもお伺いします。

例えば

- 健康や介護予防について
- 介護保険について
- 高齢者疑似体験について
- 消費者被害について
- 認知症について
- 高齢者虐待について



知多市高齢者相談支援センター (知多包括支援センター)

当センターは、知多市で暮らす高齢者の皆さんが安心して健やかに生活できるよう、さまざまな面から支援を行うための総合相談機関です。

高齢者の
お悩み・困りごとは、
私たちにご相談ください

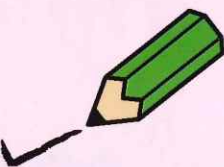
TEL 0562-54-1211



チータン

主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師・看護師などの専門職が配置され、それぞれが相互に連携をして、高齢者の皆さんを支援します。

チェックしてみましょう。



Q1. 昨年と比べて外出の回数が減っている。

☐

Q2. 転倒に対する不安がある。

☐

Q3. 今日が何月何日かわからないことがある。

☐

Q4. ゴミ出しや買い物に困ることがある。

☐

Q5. 家族に介護保険を利用した方が良いと思う人がいる。

☐

Q6. 介護保険制度のことや申請方法を知らない。

☐

Q7. 頼れる身寄りがおらず、お金の管理や契約などに不安がある。

☐

Q8. 悪質な訪問販売などの被害にあったことがある。

☐

Q9. 家族から叩かれたり怒鳴られたりすることがある。

☐

Q10. 社会保障制度、市の行政サービスや地区の便利な情報を知らない。

☐

「チェック」の多い方は注意!

早めに

知多市高齢者相談支援センター
(知多包括支援センター)

にご相談を!

日常生活の中で体力や気力の衰えを感じていませんか?

年齢とともに、身体が動きにくくなったり、忘れっぽくなったりするのは誰でもありますが、ちょっとした症状でも早めの対応が大切です。知多市高齢者相談支援センター(知多包括支援センター)では、健康に関する相談、医療・福祉の紹介、「介護予防・日常生活支援総合事業」の案内などを行っています。直接お会いしてお話を伺うことができますので、お気軽にご相談ください。

介護のこと、生活のことで困っていませんか?

40歳以上の皆さんは介護保険の加入者となり保険料を納め、介護が必要と認定された場合には、利用料の一部を支払って介護保険のサービスを利用することができます。

介護保険の申請や利用についてわからない場合、説明や利用までのお手伝いをさせていただきます。介護保険サービス以外にも生活に必要な情報を紹介することができますので、お気軽にご相談ください。

悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの消費者被害に遭った、又はそれに近い経験はありませんか? 身近に虐待を受けているのでは…と心配な高齢者はいませんか?

関係機関と協力して皆さんの被害を未然に防ぐよう努めています。ささいなことでもお気軽にご連絡ください。

また、お金の管理や契約に関することで不安があっても頼れる家族がいない場合は、「成年後見制度」や社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」などを紹介し、皆さんの財産と権利を守れるよう支援します。

めくってね!

総合相談

なんでもご相談ください

これまで悩みや心配事があって連絡したら、「ここは担当ではない」などと言われ、不快な思いをしたり、相談をあきらめてしまったことはありませんか？

知多市高齢者相談支援センター（知多包括支援センター）では、介護に関することだけでなく、健康・福祉・医療・生活に関することなど、さまざまな相談に対応します。

「どこに相談するのかわからない」といった悩みも、まずはご相談ください。問題に応じて適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。

包括的・継続的 ケアマネジメント

さまざまな方面から みなさんを支えます

高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、相談を受けるとともに、医療・福祉・介護・行政などの関係機関やコミュニティソーシャルワーカー、地域のコミュニティなどとのネットワークづくり及びその強化に力を入れています。また、地域のケアマネジャーが円滑に支援できるよう、後方支援を行っています。

認知症の方や家族への支援を充実するため、「認知症地域支援推進員」を配置するとともに、社会参加や不安解消のため「認知症カフェ」や「介護者交流会」などを開催しています。

権利擁護

高齢者の権利を守ります

認知症になっても地域で安心して暮らせるように情報提供や相談をお受けします。高齢者の権利を守るための制度はこのようなものがあります。

「成年後見制度」とは？

認知症などにより判断能力が低下すると、悪質な訪問販売の被害を受けたり、不動産や預貯金などの財産管理、病院や介護施設などの入所手続きが一人ではできなくなることがあります。そのことで不利益を被るおそれのある人を守るための制度です。

「日常生活自立支援事業」とは？

日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方などを対象に、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、金銭や書類の管理が不安な方の支援を行う社会福祉協議会の事業です。福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理の支援を行います。

介護予防 ケアマネジメント

「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して自立した生活が続けられるようお手伝いします

いつまでも自立した生活を続けていくためには、生きがいを持ち、普段の生活の中で早めに介護予防に取り組むことがとても大切です。健康体操や栄養改善、口腔機能の向上などについて楽しく学ぶ「介護予防・日常生活支援総合事業」の案内・啓発などを行います。介護予防に興味がある方や要支援1・2と認定された方はご連絡ください。

こんなお手伝いをしています。

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する相談
- 介護予防サービスや地域サービスなどの利用調整
- 住環境の整備（住宅改修・福祉用具の利用など）
- サロン紹介 …など

みなさんや関係機関と一緒に考え、いつまでも自立した生活が続けられるよう支援していきます。

高齢者虐待への対応

「高齢者虐待」をご存知ですか？

高齢者虐待とは高齢者の人権を侵害する全ての行為であり、人としての尊厳を保てない状態に陥らせることです。

身体的虐待

殴る、蹴る、つねる、叩く、柱に縛り付けるなど、暴力行為や身体を拘束する行為

心理的虐待

怒鳴る、ののしるなどの言葉の暴力や無視、嫌がらせなど、高齢者に精神的、情緒的な不安を与える行為

性的虐待

合意のない性的な行為の強要や下半身を裸で放置するなどの性的嫌がらせをすること

経済的虐待

高齢者の財産や年金を無断で使用したり、本人の意思や利益に反して売却するなどの行為

ネグレクト

必要な介護や世話を放棄したり、必要な医療を受けさせないなど、高齢者の身体及び精神状態を悪化させること

万が一、身近で虐待を疑うようなことがありましたら、裏面の相談機関にご相談ください。